

発行日：2007年5月14日

## 人事労務レポート

今回のテーマ

### 受給資格者創業支援助成金

< 創業に要した経費の1/3が助成されます。 >

発行元：社会保険労務士 山口事務所  
〒181-0013 東京都三鷹市下連雀3-27-1  
三協ビル3F  
TEL：0422-49-7340 FAX：0422-49-7381  
E-mail：h-yamaguchi@ys-office.co.jp  
URL：http://www.ys-office.co.jp

店舗内装工事費、事務所賃借料・礼金、備品代・・・、新たに法人等を設立し、創業するにあたっては、多額の経費がかかります。3月のレポートでは、創業時に支給される助成金として中小企業基盤人材確保助成金を紹介しましたが、これは雇い入れた人数に応じて一律で支給されるものでした(基盤人材1人140万円)。  
今回は、創業に要した経費の一部を助成する「受給資格者創業支援助成金」についてご紹介します。

#### 1. 助成金の概要

雇用保険の受給資格者(失業手当の申込みをしている人)が自ら創業し、創業から1年以内に雇用保険の適用事業主となった場合に、創業に要した費用の1/3(最大200万円)が助成されます。

「長年頑張ってきた従業員が退職後、自分で会社を興す(お店をもつ)ことになった。何かサポートしてあげたい。」  
「知り合いが会社勤めを辞めて、独立することになった。」  
こんなとき、その従業員や知り合いの方に教えてあげたい助成金です。

#### 2. 受け取るための条件

- (1) 創業前に5年以上雇用保険に加入していること。  
1つの会社だけでなく、複数の会社での加入期間を通算して5年以上でも構いません。
- (2) 創業前に「法人等設立事前届」をハローワークに出していること。  
法人等を設立する前に、この届出をしておくことが必要です。
- (3) 創業者本人がその法人等の業務に従事していること。  
名前だけ代表者になる、というのは認められません。
- (4) 法人にあっては、創業者(受給資格者)が出資し、かつ代表者であること。
- (5) 創業から1年以内に雇用保険の一般被保険者を雇い入れ、雇用保険の適用事業主となること。

#### 3. 助成金額は？

創業(法人設立日)より3ヶ月以内に要した法人等設立にかかる経費の合計額の1/3(上限200万円)が支給されます。この助成金はもちろん返還不要です。

(例) 創業にかかる経費として設備費等、合計で450万円ほどかかった。

450万 × 1/3 = 150万円

助成金額は150万円

\* 経費の合計額が600万円を超える場合は、一律200万円(上限額)となります。

#### 4. 対象となる主な経費

- 法人設立の準備にかかる経費
- ・金融機関への出資金払込手数料、手続きにかかる委託手数料等
  - ・運営等経費
  - ・事務所、店舗等の賃借料、礼金
  - ・内装工事費
  - ・机、PC等の設備・備品・機械の購入費
  - ・フランチャイズ加盟料
  - ・職業能力開発経費
  - ・資格取得のための講習、研修会等の受講費用
  - ・雇用管理に関するもの
  - ・労働者の募集、就業規則の作成に要する費用等

#### 【対象とならない経費】

税金、印紙代、人件費、敷金・保証金(返還が予定されるもの)、私的に購入したもの等

#### 5. 申請までの流れ

雇用保険の受給手続き

「法人等設立事前届」の提出

法人等の設立(法人登記、個人事業開始)

労働者の雇い入れ(雇用保険加入)

支給申請(2回に分けて行われます。)

- 第1回目：雇用保険適用事業主となってから3ヶ月経過後
- 第2回目：雇用保険適用事業主となってから6ヶ月経過後

今回の受給資格者創業支援助成金の内容に関し、詳細をお知りになりたい方は、山口事務所までお問い合わせください。

#### 今月の主な労務・税務の手続き

- ・労働保険年度更新(第1期納付期限6月11日)
- ・住民税額通知書のとりまとめ(6月分より変更です。)

#### コラム

現内閣が力を入れているパート労働者に対する厚生年金適用の拡大に関し、審議会で具体的な適用基準案が出されました。「週所定労働時間が20時間以上」「賃金が月額98,000円以上」「勤務期間1年以上」の3つです。飲食・小売業等パートを多く抱える企業にとっては死活問題です。なお、従業員300人以下の企業には特例措置が設けられる予定です。詳細が分かりしだい、随時お知らせしていきます。